

(14) U J I ターンに関する推進活動

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
神戸	神戸市	こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」	子育て世帯、若年夫婦のみ世帯(年齢合計80歳以下)	市外からの住み替え、郊外団地への住み替え、中古住宅の取得、親子世帯の近居同居など、ライフステージに応じた住み替えに対する補助。	建築住宅局 政策課 (078)595-6498
		神戸・里山暮らしの推進	一般	神戸市内の農村地域への移住・定住を促進するため、農村定住促進コーディネーターの配置や、空家バンクに登録されている空家を取得または賃借する場合の改修費の一部を助成する。(対象経費の3分の1以内 上限100万円ほか)	経済観光局 農政計画課 (078)984-0371
阪神南	西宮市	移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ西宮市の北部地域に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	政策推進課 (0798)35-3666
阪神北	伊丹市	空き家活用支援事業	若年世帯(夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯)または子育て世帯(18歳以下の子または妊娠しているものが属する世帯)のうち、以下のいずれか ①市外から転入する世帯 ②市内の賃貸住宅または自己所有でない住宅から転居する世帯(他所定の要件あり)	築20年経過し、水回り設備が10年以上更新されておらず、6ヶ月以上空き家であった市内にある戸建て住宅又は共同住宅を売買により取得し、住宅として活用するための機能回復又は設備改善に必要な改修工事に要する経費の一部を補助する。(上限170万円)	住宅政策課 (072)784-8069
	川西市	空き家活用リフォーム助成事業	夫婦合計年齢80歳未満の世帯または18歳以下の子を養育する世帯のうち、以下のいずれか ①市外から転入する世帯 ②市内転居で、親世帯からの分離や「賃貸住宅または自己所有でない住宅」から転居する世帯(他所定の要件あり)	築10年を経過し、水回りの設備のいずれかを10年以上更新しておらず、6か月以上空き家であった市街化区域に存する一戸建て住宅で、機能回復又は設備改善に必要なリフォーム工事に要する経費の一部を補助する。(上限100万円)	都市政策部 住宅政策課 (072)740-1205
	三田市	さんだ住まいるチームメンバー	市内・市外在住者、どちらも可(公募)	市民の立場から三田市への移住促進の相談や市外への広報活動を行う。	移住定住促進課 (079)555-6776
		マイホーム借上げ制度推進事業	三田市内のJTIの賃貸物件を借りて居住する方	シニア世帯が所有する自宅を手放すことなくJTIが借上げ、子育て世帯などに転貸する制度。制度利用にかかる費用の一部(上限12万円)を補助する。	都市政策課 (079)559-5128
空き家バンク制度		一般	定住促進と地域活性化を図るため、空き家の情報提供をする。	都市政策課 (079)559-5128	
三田市	空き家リフォーム補助事業	若年世帯(夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯)または子育て世帯(18歳以下の子または妊娠している者が属する世帯)のうち、以下のいずれか ①市外から転入する世帯 ②世帯分離により市内から転居する世帯 ③市内の賃貸住宅又は自己所有でない住宅から転居する世帯 独身の者(40歳未満)のうち、以下のいずれか ・県外から市内に転入する者 ・市内にある自己の所有でない住宅に県外から転入後2年未満の者(他所定の要件あり)	築20年を経過し、水回り設備が10年以上更新されておらず、6ヶ月以上空き家であった市街化区域にある住宅を売買により取得し、住宅として活用するための機能回復又は設備改善に必要な改修工事に要する費用の2分の1(上限100万円(戸建て)、65万円(共同住宅))を補助する。	都市政策課 (079)559-5128	
三田市	移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ三田市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	移住定住促進課 (079)555-6776	

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先	
阪神北	三田市	オーダーメイドさんだツアー	三田市外に住所を有し、三田市への移住を検討されている方。(観光目的の利用ではないこと)	三田市への移住を検討されている方に、個々のニーズに合わせたオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施し、市内各所を案内する。(無料)	移住定住促進課 (079)555-6776	
		結婚新生活支援事業	夫婦とも39歳以下で世帯所得500万円未満の世帯(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者含む)	内容：市内で新生活をスタートさせる新婚世帯のスタートアップ費用を支援。住宅取得費、リフォーム費用、住宅賃貸費用(敷金礼金、仲介手数料、家賃・共益費1か月分)、引っ越し費用/最大30万円(夫婦とも29歳以下の場合には最大60万円)	移住定住促進課 (079)555-6776	
		住み替え支援補助事業	若年世帯：夫婦(内縁関係、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者含む)の満年齢が80歳未満の世帯 子育て世帯：18歳以下の子どもがいる世帯 若年単身：婚姻をしておらず、その者の満年齢が40歳未満である者	市内で新築・中古住宅(一戸建て・マンション)を購入する若年世帯などに住み替え費用の一部を補助。住み替えにかかる経費の10分の1(基礎額上限10万円)に加え、市外からの転入の場合は5万円、市街化調整区域の場合は5万円を加算(最大20万円)	移住定住促進課 (079)555-6776	
		うえるかむ三田支援事業補助金	三田市の移住相談窓口を通じた活動を行い、近畿圏以外から三田市への移住を目的として、三田市に泊付で訪問される者	三田市内の宿泊施設の宿泊費(飲食の費用は除く。)を補助。 1人1泊上限1万(1世帯につき2人まで)	移住定住促進課 (079)555-6776	
	猪名川町	猪名川町お試し居住支援事業	本町への移住を検討している方で対象宿泊施設に2泊以上滞在する方	1人あたりの宿泊料の2分の1の額、または1泊あたり4千円のどちらか低い額を補助する。また、一人あたりの上限額は年間2万円とする。	企画財政課 (072)766-8711	
		空き家活用支援事業	①市街化区域又は市街化調整区域に存する一戸建ての空き家を住宅として居住し、又は活用するために改修する者等 ②市街化調整区域に存する一戸建ての空き家を事業所として活用するために改修する者、若しくはUJIターン事業者 ③市街化調整区域に存する一戸建ての空き家を地域交流拠点として改修しようとする地域団体等	猪名川町内の空き家の有効活用及び地域の活性化を図るため、空き家を改修し、若年・子育て世帯等が猪名川町へ移住・定住するための住宅及び地域経済発展のための事業所又は地域コミュニティ活動の拠点として活用する者に対して補助金を交付する。	都市政策課 (072)766-8704	
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ猪名川町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	企画財政課 (072)766-8711	
	東播磨	加古川市	田園まちづくり地域における空き家・空き地情報	一般	加古川市田園まちづくり地域における空き家等を有効活用し、本地域への定住を希望する人に、移住または住宅の建築及び再建築が可能な物件を中心とした空き家、空き地等の情報を提供する。	まちづくり指導課 (079)427-9418
			移住・定住助成制度	田園まちづくり制度による要件等に合致し、建築許可等を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ①市外からの転入者 ②空き家を活用する転入者 ※①②とも田園まちづくり集落区域内に10年以上居住する意思のあるものに限る	田園まちづくり地域への移住・定住を支援するため、次のとおり住宅取得などの費用を助成する。 ・市外から転入する場合は、一戸建てを購入・建築または、親世帯と同居・近居する単身ではない世帯がU・Jターンするときに最大50万円を補助 ・空き家を購入し活用する場合は、最大100万円を補助 ※いずれの場合も一定の要件あり。	まちづくり指導課 (079)427-9418
			移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ加古川市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	産業振興課 (079)427-3074

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先	
東播磨	高砂市	空き家バンク制度	(登録希望者) 高砂市内に空き家をお持ちの方 (利用希望者) 空き家を借りたい、空き家を買いたい方	市内の空き家を利活用し、にぎわいの創出と地域の活性化を図るため、空き家情報を提供する。	建築住宅課 (079)443-9035	
		結婚新生活支援事業	対象期間中に婚姻届を受理された新婚夫婦のうち、年齢(婚姻時39歳以下)、世帯所得額(500万円未満)等、その他の要件を満たす者	市内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費や引越し費用を支援する。(上限30万円/夫婦どちらも29歳以下の場合、上限60万円)	建築住宅課 (079)443-9035	
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ高砂市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	シティプロモーション室 (移住・定住・観光担当) (079)441-9904	
	稲美町	田園集落まちづくり住宅新築促進事業	特別指定区域の指定を受けた区域内で住宅を新築された人(区域指定後5年以内の新築に限る)		18万円分の稲美町共通商品券を交付する。	都市計画課 (079)492-9143
		親元近居住宅取得等支援補助事業	稲美町内で住宅を新築等した子世帯で、直系尊属(父母・祖父母)が町内に5年以上居住する場合 ※新築等は一定の要件あり		18万円分の稲美町共通商品券を交付する。	都市計画課 (079)492-9143
		沿道活性化にぎわいづくり補助事業	稲美町内の対象区域内で、住宅を新築・改築した人		18万円分の稲美町共通商品券を交付する。	都市計画課 (079)492-9143
			稲美町内の対象区域内で、店舗等を新築・増改築した人		固定資産税相当額の2分の1を3年間補助する。	
		空き家バンク制度	一般		所有者が売買や賃貸を希望する空き家の情報を町ホームページに掲載し、空き家の利用希望者へ情報提供する。	都市計画課 (079)492-9143
		お試し居住補助金	次の要件を満たしている世帯 1. お試し住宅*に入居し、入居前の1年間加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の市町域外に在住していること 2. お試し住宅の利用目的が転勤・進学以外であり、定住の意思があること 3. 申請者がお試し住宅の賃貸契約名義人であること ※稲美町内の民間賃貸物件で、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会加盟の不動産仲介業者が仲介するもの		移住を目的として対象となるお試し住宅に入居した際、家賃等を最大18万円補助する。	企画課 (079)492-9130
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ稲美町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方		2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	企画課 (079)492-9130
	播磨町	「はりまde 同窓会応援」プロジェクト	播磨町内の小学校、中学校及び高校の卒業生(転校生を含む)で、学級、学年、学校及び部活動の単位で開催され、出席者全員が、当該年度において満20歳以上となる者で構成されている同窓会		同窓会を通じてネットワークの再構築、拡大を促進するとともに、ふるさと愛の醸成とUターンのきっかけづくりに寄与することを目的に、播磨町公式ホームページやSNSにて同窓会開催の周知等を応援。	企画課 (079)435-0356
		空家等バンク制度	一般		播磨町内の空家等の物件情報を公開し、空家等の活用を促進。	都市計画課 (079)435-2366
		移住定住促進住宅リフォーム助成事業	町内業者の施工により、町内中古住宅・空き家・家族の住む住宅のリフォームを行う転入者		転入される方に対しても住宅リフォームの助成を行っている。(上限10万円)	産業環境課 (079)435-0304

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
東播磨	播磨町	結婚新生活支援事業	対象期間中に婚姻届を受理された新婚夫婦のうち、年齢(婚姻時39歳以下)、世帯所得額(500万円未満)等、その他の要件を満たす者	町内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費や引越し費用の支援する。(上限30万円/夫婦どちらも29歳以下の場合、上限60万円)	協働推進課 (079)435-2364
		移住支援事業	移住元について、直近10年間のうち通算5年以上東京23区に在住または通勤し、播磨町に移住して、特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の申請の場合：100万円 単身世帯：60万円	協働推進課 (079)435-2364
北播磨	西脇市	結婚新生活支援事業	対象期間中に婚姻届を受理された新婚夫婦のうち、所得額、年齢その他の要件を満たす者	住居費と引越費用を補助する(上限60万円)。	都市経営部 まちづくり課 (0795)22-3111
		移住・定住促進サイト	一般	市ホームページ上に特設サイトを開設。実際に移住された方々のインタビュー動画を公開するなど、市の住みやすさを発信している。	
		お試し滞在支援事業	兵庫県外から移住を目的に西脇市へ訪問される方	市内の宿泊施設を対象に、1人1泊につき1万円、1世帯5人まで宿泊費を補助(最大2泊)。	
		空き家バンク制度	一般	空き家の売却や賃貸を希望する方から提供を受けた空き家の情報を市ホームページ等で公開し、空き家の購入や賃借を希望する方へ情報提供する。	建設水道部都市住宅課 (0795)22-3111
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ西脇市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	
	三木市	トカイナカ三木新生活支援制度	申請年度の当該年1月1日以降に結婚した夫婦または物件購入した移住世帯のうち、双方が39歳以下で、かつ世帯所得金額等が500万円未満の世帯	市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件の賃借料や引越し費用を助成。(上限100万円)。	総合政策部 縁結び課 (0794)82-3030
		空き家バンク制度	一般	空き家物件に関する情報提供。	
		若年者雇用促進助成金	40歳未満の市内居住者を雇用する市内事業所	若年者の正規雇用に取り組む市内事業所を支援し、市内定住を促すために助成。(1人あたり10万円、1事業所あたり5名、50万円上限)。	産業振興部 商工振興課 (0794)89-2352
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ三木市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	縁結び課 (0794)82-3030
	小野市	企業紹介ウェブサイト運営事業	一般	市内企業の情報や採用実績等を掲載した企業紹介ウェブサイト「おのワクナビ」の運用。	地域振興部 産業創造課 (0794)70-7137
		創業・起業支援事業	一般	創業塾の開催で、市内での創業・起業希望者の発掘と創業支援を行う。	地域振興部 産業創造課 (0794)70-7137
		空き家バンク制度	一般	空き家物件に関する情報提供。	地域振興部 まちづくり課 (0794)63-1884
		移住支援金(東京圏内からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京圏内に在住又は通勤し、かつ小野市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	地域振興部 産業創造課 (0794)70-7137
	加西市	加西市若者定住促進住宅補助制度	夫婦の合計年齢が80歳以下(独身の場合は40歳以下)の若者世帯または世帯主自らの未就学の子どもと同居する世帯	若者の定住を促進し活力あるまちづくりを図るため、加西市内で住宅を新築又は購入し居住する若者世帯に対し補助金を交付(上限50万円)。	産業部 ふるさと振興課 (0790)42-8764

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
北播磨	加西市	加西市新婚世帯向け家賃補助制度	婚姻の届出の日から3年以内で、かつ、夫婦の合計年齢が満80歳以下の夫婦が存する世帯	新婚世帯の市内の定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部(上限12,000円)を補助する。	産業部 ふるさと振興課 (0790)42-8764
		若者就職支援事業	大学生、短大生、各種専修学校	加西市には高度な技術力を持つ中小企業が多数あり、就職情報ナビには多くの市内優良企業が掲載、紹介されており、UJIターン希望者と市内企業のマッチングを図っている。	産業部産業課 (0790)42-8740
		加西市UJIターン促進補助金交付制度	奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、その返還を行い、かつ加西市内に住民登録がある者	奨学金を受けて大学等へ進学し、卒業した後に、Uターンして加西市に生まれる方や、新たに加西市に移り住まれる方が返還されている奨学金の3分の1を毎年補助する。(補助金の限度額は10万円/年)	政策部政策課 (0790)42-8700
		空き家バンク制度	一般	市内の空き家を有効活用して、地域活性化を図る。	産業部 ふるさと振興課 (0790)42-8764
		起業・創業スタートアップ支援事業	市内に主たる事業所において新たに起業、創業する個人	事業を始めるにあたって必要となる改修費用や専門家経費、販促費用などの初期投資に対する補助金、在宅での起業・地方創業にも対応している(上限200万円)。	産業部産業課 (0790)42-8740
		大学生等遠距離通学定期券購入費助成金交付制度	市内在住で公共交通機関を利用して大学等に遠距離通学する者	通学定期券購入費の3分の1の額を助成。(上限10,000円/月) 北条鉄道の利用促進を図るため、北条鉄道利用者は栗生駅以降の通学定期券購入金費の2分の1(上限10,000円/月)に北条鉄道の通学定期券購入費の3分の2の額を上乗せ。	政策部政策課 (0790)42-8700
	加東市	移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ加西市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	産業部 ふるさと振興課 (0790)42-8764
		結婚新生活支援事業	①夫婦の年齢がともに39歳以下 ②夫婦の前年の合計総所得金額が500万円未満 ③対象期間中に婚姻届を受理された夫婦の世帯	住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計金額(上限30万円)を補助する。 夫婦の年齢がともに29歳以下の場合は、上限60万円を補助する。	都市政策課 (0795)43-0517
		空家バンク制度	一般	市内の空家情報をウェブサイト等で公開し活用希望者に情報提供する。	都市政策課 (0795)43-0527
		空家活用支援事業	空家バンクに登録のある物件を、住居もしくは事業所か賃貸住宅、賃貸事業所として改修しようとする者	社地域の市街化区域(県空き家活用支援事業の対象外区域)の空家を改修する費用に対して最大150万円及び空家を地域活動または交流拠点等施設として改修する費用に対して最大500万円を補助する。	都市政策課 (0795)43-0527
		働く世代住宅取得支援事業	働く世代補助金対象者 ①補助金の交付決定後に建物の売買契約又は工事請負契約を締結することができる者 ②申請者及び配偶者の年齢が39歳以下 ③申請者及び配偶者の前年の総所得金額の合計が400万円以下 ④申請者世帯が新規取得した住宅に10年間居住すること ⑤新たに取得する住宅費用が、500万円以上であること	市内に住宅を取得した者に対し、住宅取得費の一部を補助する。(上限計50万円) 内訳：働く世代補助金(補助額20万円)、子育て上乗せ補助金(補助額20万円)、地元業者上乗せ補助金(補助額10万円)。	都市政策課 (0795)43-0517
		加東市定住・移住サポーター	加東市への定住移住希望者	先輩移住者による相談受付・現地案内・体験宿泊(1泊)。	まちづくり政策部 企画政策課 (0795)43-0507

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先	
北播磨	加東市	移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ加東市に移住して就業・テレワーク・起業・関係人口などの一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	まちづくり政策部 企画政策課 (0795)43-0507	
		地方就職支援事業	東京都内に本部がある大学、大学院の東京圏内のキャンパスを卒業又は修了し、加東市に移住した方	兵庫県内の企業の就職活動(選考面接等)に参加するための交通費(上限16,000円)、移転費(上限108,000円)を支給する。	まちづくり政策部 企画政策課 (0795)43-0507	
	多可町	移住サポーターの配置	移住希望者	移住相談・情報発信	定住推進課 (0795)32-4776	
		定住支援サイト「タカ、と。」	一般	空き家の情報提供やUJIターン者による多可町のくらしの紹介。	定住推進課 (0795)32-4776	
		中古住宅購入助成事業	・多可町に住所を移し、10年以上の居住を誓約された方 ・町内の中古住宅を購入し、契約を締結した方 (その他所定の要件あり)	購入助成金額 10万円(若年・子育て世帯、40歳未満の単身者20万円)。	定住推進課 (0795)32-4776	
		あったか家族多世代住宅助成事業	親や祖父母と同居・近居するために住宅を新築、増築、改築し、多可町に定住する合計年齢100歳未満の夫婦、または50歳未満の方 (その他所定の要件あり)	補助対象工事費100万円以上の新築、増築、改築工事に対して最大30万円を助成する。	定住推進課 (0795)32-4776	
		子育て若者世帯向け特別賃貸町営住宅の供給	合計年齢80歳未満の夫婦または中学生以下の子どもと同居している世帯 (その他所定要件あり)	若い世帯の定住促進を図るため、家賃の一部を最長10年間減額する。	定住推進課 (0795)32-4776	
		リフォーム助成事業	・多可町に住民登録を有し、自らが居住している住宅のリフォーム工事であること ・町内の建築業者が事業費50万円以上で施工するものであること (その他所定の要件あり)	助成金額 50万円以上の工事につき、事業費の100分の10(千円未満切り捨て)10万円を限度とする。	定住推進課 (0795)32-4776	
		結婚新生活支援事業	夫婦の年齢がともに39歳以下で、夫婦の合計総所得が500万円未満となる対象期間中に婚姻届を受理された夫婦であること	住居費と引越費用の合計金額上限30万円(夫婦がともに29歳以下上限60万円)を助成する。	定住推進課 (0795)32-4776	
		創業・起業支援補助金	町内に事業所の拠点を置いて、創業起業する方	初期経費の一部を補助。対象経費の3分の2以内(上限20万円)。	商工観光課 (0795)32-4779	
	中播磨	姫路市	姫路市空き家バンク制度	一般	空き家の情報提供。	住宅課 (079)221-2642
			ひめじ創生奨学金返還支援制度	日本学生支援機構の奨学金の返還義務があり、播磨圏域連携中枢都市圏内で働く35歳以下の移住・定住者(その他所定の要件あり)	3年以上市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内で就業する場合、奨学金返還を支援(就業日時点の返還残額の2分の1、上限100万円、加算あり)する。	高等教育室 (079)221-2596
			移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ姫路市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算。	ひめじ創生戦略室 (079)221-2833

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
中播磨	姫路市	姫路市若者世帯郊外UJターン補助金	対象校区に移住し、住民登録等を行った若者世帯	45万円(マイナンバーカード所持5万円加算)の移住支援金を支給。中学生以下の子どもを含む世帯に対し、一人当たり最大150万円の子育て支援金を支給。新幹線を利用して通勤する人に対し、交通費の2分の1を助成。	ひめじ創生戦略室 (079)221-2833
		移住相談窓口の設置	移住希望者	JR姫路駅中央コンコースにある姫路市観光案内所内に移住相談窓口を設置し、移住相談に応じる。	ひめじ創生戦略室 (079)221-2833
		介護職員等UJターン支援事業	市内への転入と同時に市内の介護サービス事業所に正規職員として就職した介護、看護及びリハビリ職員	賃貸住宅の礼金、家賃保証料や引越費用の一部を助成。	介護保険課 (079)221-2923
	神河町	空き家・空き土地バンク制度	一般	空き家・空き土地の情報提供。	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
		若者世帯向け家賃補助事業	・夫婦の満年齢の合計が80歳未満の新婚世帯で、夫婦が同居している世帯 ・婚姻を予定している者同士の満年齢の合計が80歳未満の者であって、かつ、入居後6か月以内に婚姻予定の者 ・満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある生計を一にし、かつ、同居する子どもがいる子育て世帯	家賃補助の月額は、家賃から4万円を控除した額と住宅手当額がある場合は家賃から住宅手当額を控除した額とのいずれか低い方の額とする。ただし、家賃補助の月額の上限は、2万円とし、千円未満の端数は、切り捨てる。 新婚世帯及び婚姻予定者については補助を開始した月から24か月、子育て世帯については該当する期間内の60か月を限度とし、世帯収入が収入基準(月収48万7千円)以下であること。	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
		若者世帯向け地域優良賃貸住宅建設事業	同上	若者世帯の居住の用に供するため、地域優良賃貸住宅を建設する。 平成26年度に12戸、平成27年度に12戸を建設し、家賃は62,000円。 (家賃補助事業の活用可能)	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
		若者世帯住宅取得支援事業	同上	若年層の定住を促進し、活力ある町づくりを進めるため、神河町内で住宅を取得する若者世帯に対し、補助金を支給する。 補助金の額は、住宅取得に係る費用の10分の1、100万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。 町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用して新築又は増築する場合は、上記の補助金の額に50万円を上乗せする。 町内の製材事業者から地域材を調達し、兵庫県産材5㎡以上、10㎡未満で上限20万円、10㎡以上で上限40万円を上乗せする。	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
		若者世帯住宅リフォーム支援事業	同上	若年層の定住を促進し、活力ある町づくりを進めるため、神河町内の住宅等で居住を目的としてリフォームする若者世帯又は若者世帯と同居する世帯に対し、補助金を支給する。 補助金の額は、補助対象経費の10分の1、50万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用する場合は、上記の補助金の額に20万円を上乗せする。 町内の製材事業者から地域材を調達し、兵庫県産材2㎡以上、5㎡未満で上限10万円、5㎡以上で上限20万円を上乗せする。	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ神河町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	ひと・まち・みらい課 (0790)34-0002
	市川町	空き家・空き土地バンク制度	一般	空き家・空き土地の情報提供。	住民環境課 (0790)26-1011
		市川町空き家活用支援事業	一般	リフォーム工事にかかる費用の3分の2(最大200万円)を補助。	住民環境課 (0790)26-1011
		空き家片付け支援事業	一般	空き家バンクに登録したまたは登録しようとする家の家財道具等の処分に要する経費の一部を補助。	住民環境課 (0790)26-1011

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
中播磨	市川町	市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付事業	住宅を取得した者又はその配偶者のいずれかの年齢が45歳未満	市川町に定住し、住宅を取得した若者に対して奨励金を交付する。(最大50万円、同居者の加算有)	住民環境課 (0790)26-1011
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ市川町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	企画政策課 (0790)26-1010
	福崎町	空き家バンク制度	一般	空き家の情報提供。	まちづくり課 (0790)22-0560
		空家活用支援事業	一般	空家の改修工事にかかる費用の市街化区域では3分の1(最大150万円)、市街化区域外では5分の2(最大120万円)を補助。	まちづくり課 (0790)22-0560
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ福崎町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算。	地域振興課 (0790)22-0560
		創業支援補助金	町内で創業(起業)する方	対象経費の2分の1以内(上限100万円)	地域振興課 (0790)22-0560
西播磨	相生市	住宅取得奨励金交付事業	申請者が40歳未満の市内在住者で、夫婦または子どもを養育している世帯	市内に住宅を新築または購入した対象世帯に対し、奨励金(25万円)を交付する。(中古住宅は対象外)	定住促進室 (0791)23-7125
		あつまれ新婚さん新生活応援金交付事業	対象期間中に婚姻届が受理された市内在住の新婚夫婦で、どちらかの年齢が40歳未満の世帯	新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の補助として最大60万円の新生活応援金を交付する。加えて継続して市内に3年間住み続けた場合、継続応援金(15万円)を3年経過後に追加交付する。	定住促進室 (0791)23-7125
		空き家バンク制度	一般	市内空き家の利用希望者に対し、情報提供・紹介をおこなう。	地域振興課 (0791)23-7130
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ相生市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	定住促進室 (0791)23-7125
	たつの市	転入者定住促進住宅取得支援事業	市外からの転入者	定住する意思を持って転入(市外に1年以上居住していた方)し、市内で住宅を取得される方に対して奨励金(50万円)を交付する。	まちづくり推進課 (0791)64-3167
		若者定住促進住宅取得支援事業	市内在住の40歳以下の夫婦等(夫婦どちらかが40歳以下であれば可)	定住する意思を持って、市内で住宅を取得される方に対して奨励金(30万円)を交付する。	まちづくり推進課 (0791)64-3167
		若者定住促進奨学金返還支援事業	大学等を卒業し、奨学金を返還中の30歳未満の者で、市内に定住し、雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている者又は自ら事業を営む者	補助対象期間中に返還した奨学金に対し、最大36か月補助。補助金限度額は、市内の事業所等に就業する者は月額上限3万円(補助率10分の10)、それ以外の者は月額上限1.5万円(補助率2分の1)。	まちづくり推進課 (0791)64-3167
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつたつの市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	まちづくり推進課 (0791)64-3167
		三世帯同居定住促進住宅改修支援事業	対象住宅を改修後、小学生以下の子を含めた三世帯同居を行う方	三世帯同居対応のために住宅の改修工事を実施する方に対し、改修費の一部を助成する。	まちづくり推進課 (0791)64-3167
		空き家活用支援事業	一般	空き家に居住しようとする者及び事業所や賃貸住宅として活用しようとする者に対して、改修費の一部を助成する。	まちづくり推進課 (0791)64-3033
		空き家バンク制度	一般	空き家情報の提供。	まちづくり推進課 (0791)64-3033

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
西播磨	たつの市	家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の所有者又は購入・賃借するもの	空き家バンク登録物件が成約した場合に、残存する家財等の処分費用の一部を助成する。	まちづくり推進課 (0791)64-3033
	赤穂市	定住支援推進事業	市外からの移住者・移住希望者	・空き家バンク制度 ・お試し暮らし住宅事業 ・移住体験ツアー事業	(一社)あこう魅力発信基地 (0791)43-6931
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ赤穂市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	(一社)あこう魅力発信基地 (0791)43-6931
		地方就職支援金(東京23区からの就職)	大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了している方など、一定の条件を満たす方	就職活動等にかかる交通費について16,000円、移住にかかる移転費について108,000円を上限として支給。	(一社)あこう魅力発信基地 (0791)43-6931
	宍粟市	宍粟わくわくへくステーション	市外、市内の方	求人・求職のマッチング。 就業相談・支援。	宍粟わくわくへくステーション (0790)63-3011
		空き家・空き家バンク制度	市外、市内の方	空き家・空き地情報の提供。	住宅土地政策課 (0790)63-3166
		森林の家づくり応援事業	(住宅取得) 40歳以下あるいは中学生以下の子どもを有する転入・転居者等(空き家改修) 空き家バンク等により売買及び賃貸契約を締結した者	・住宅取得助成 ※市内業者施工や宍粟材活用の加算制度あり。(最大140万円) ・空き家改修助成(最大50万円)	住宅土地政策課 (0790)63-3166
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ宍粟市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	住宅土地政策課 (0790)63-3166
	太子町	空き家活用支援事業	一般	空き家に居住しようとする者及び事業所や賃貸住宅として活用しようとする者に対して、改修費の一部を助成する。	まちづくり課 (079)277-5992
		空き家バンク制度	一般	太子町内の売買・賃貸を希望する空き家情報を集約し、移住希望者へ情報を提供する。	まちづくり課 (079)277-5992
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ太子町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	企画政策課 (079)277-5998
		地方就職学生支援金	大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業見込みの方で、一定の条件を満たす方	就職活動にかかる交通費について16,000円を上限として支給	企画政策課 (079)277-5998
	上郡町	空き家バンク制度	空き家所有者 空き家活用希望者	上郡町内の売買・賃貸を希望する空き家情報を集約し、希望者へ情報を提供する。	地域振興課 (0791)52-1162
		定住促進助成制度	新築または中古住宅を取得し、一定の条件を満たす者	・上郡町若者住宅取得奨励金 ・新築住宅に対する固定資産税免除 ・上郡町中古住宅取得費補助金 ・定住応援支援金(上郡町ケーブルテレビ加入支援金、子育て支援金)	地域振興課 (0791)52-1162
		三世帯同居等世帯支援補助金	三世帯同居を目的として住宅の取得または改修をした者	住宅の取得・改修費が100万円以上であり、子世帯または親世帯、若しくはその両方が町内に転入した三世帯同居世帯に30万円を補助する。	地域振興課 (0791)52-1162

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
西播磨	上郡町	移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ上郡町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	地域振興課 (0791)52-1162
	佐用町	空き家バンク制度	町内・町外の方	佐用町内の賃貸・売買を希望する空き家情報を集約し、移住希望者へ情報を提供する。	商工観光課 (0790)82-0670
	佐用町	若者住宅新築応援金	佐用町内に家を新築された若者・子育て世代のかた(年齢等の要件あり)	若者・子育て世代が町内に居宅を新築し、5年以上定住する意思のあるかたに50万円の応援金を支給。	商工観光課 (0790)82-0670
		若者住宅取得応援金	佐用町内の住宅物件を購入された若者・子育て世代のかた(年齢等の要件あり)	若者・子育て世代が町内の中古住宅を購入し、5年以上定住する意思のあるかたに30万円の応援金を支給。	商工観光課 (0790)82-0670
		移住支援金 (東京圏からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ佐用町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	商工観光課 (0790)82-0670
但馬	豊岡市	TOYOOKA WORK STYLE (ジョブナビ豊岡)	U・Iターン希望者	豊岡市内の企業や求人情報を掲載し、U・Iターン希望者とのマッチングを図るサイト。その他、企業説明会、就職相談会等、就活イベントの情報発信を行っている。	地域づくり課 (0796)21-9008
		飛んでるローカル豊岡	豊岡市への移住希望者	豊岡市に移住を考えている方向けのポータルサイトで、市民ライターが豊岡市のリアルな暮らしを紹介。また、住まい、仕事、移住サポートなどの情報も提供。	地域づくり課 (0796)21-9096
		定住促進事業補助金	移住希望者または移住後3年以内の方で飛んでるローカル豊岡に掲載している物件を購入または賃貸する方	当該物件の改修、清掃等に係る費用の一部を補助。対象経費の3分の2以内、上限100万円。	地域づくり課 (0796)21-9096
			①若年世帯または子育て世帯 ※若年世帯：交付申請時において、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者。その他婚姻の予定者を含む。)との合計年齢が80歳未満の世帯。 ※子育て世帯：交付申請時において、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)または妊娠している者が同居している世帯。 ②転入の理由が、次に掲げるいずれにも該当しない方 ア 転勤、出向等の職務上の理由 イ 進学、通学等の一時的な理由 ③地域おこし協力隊員でない方 ④豊岡市が備える住民基本台帳に記載されることが出来る方	当該物件への引越しに係る費用の一部を補助。対象経費の10分の10以内、上限20万円。	
		移住促進支援補助金	豊岡市に移住を目的として訪問される方	市内の宿泊施設に宿泊する場合、大人(13歳以上)1人1泊あたり2,000円、子ども(12歳以下)1人1泊あたり1,000円。 伊丹空港を経由して但馬空港まで利用された方に対し、1人片道4,000円(他の制度による運賃補助を抜いた額の範囲内)。 市内の事業者においてレンタカーを借出し利用した場合、1日当たり3,000円。	地域づくり課 (0796)21-9096

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
但 馬	豊岡市	移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ豊岡市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	地域づくり課 (0796)21-9096
	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	満40歳未満または満65歳未満	・新築奨励金 ・空き家購入奨励金 ・増改築奨励金 ・民間賃貸住宅入居奨励金	やぶぐらし・地方創生課 (079)662-3172
		やぶぐらし移住定住相談支援事業	養父市への移住希望者	・移住定住のワンストップ相談窓口として対応 ・移住者のアフターフォロー、地域と移住者の仲介などの支援 ・やぶでくらすセミナーの開催	やぶぐらし・地方創生課 (079)662-3172
		空き家バンク制度	養父市への移住希望者	空き家情報の提供。	やぶぐらし・地方創生課 (079)662-3172
		やぶの空き家活用支援事業	養父市に移住して空き家を購入又は貸借した方(年齢要件等あり)	空き家の機能改善及び設備改善のための工事を行う場合、対象経費の2分の1(最大150万円)を補助。	やぶぐらし・地方創生課 (079)662-3172
		保育料無償化事業	0～5歳児で市内保育所・認定こども園等を利用する園児のいる世帯	保育料、給食費をはじめとする保育費用の無償化。	子育て応援課 (079)664-0315
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ養父市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	やぶぐらし・地方創生課 (079)662-3172
	朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業	【住宅取得補助】 ・転入者、40歳未満世帯、子育て世帯 【家賃補助】 ・転入者、新婚世帯	住宅取得にかかる費用を最大100万円補助、家賃を年額最大6万円を助成。	あさご暮らし応援室 (079)672-1492
		空家活用促進事業	転入者、40歳未満世帯、子育て世帯、新婚世帯	住居用に購入した空家の改修にかかる費用を最大100万円補助。	あさご暮らし応援室 (079)672-1492
		空き家バンク制度	U・I・Jターンを希望する人	市内の空き家を紹介。	あさご暮らし応援室 (079)672-1492
		あさご暮らし体験住宅	U・I・Jターンを希望する人	田舎暮らしを体験できる4軒の「体験住宅」(有料)を設置、運営。 1か月から最長2年まで利用できる。	あさご暮らし応援室 (079)672-1492
		空き家・空き店舗利用支援 (にぎわい創出補助金等)	朝来市内の空き家・空き店舗を活用して新しい店舗を開店される方	店舗改装費補助・店舗賃借料・購入費補助最大200万円。(若者、移住者はさらに上限20万円ずつ引き上げ)	経済振興課 (079)672-2816
		サテライトオフィス等開設補助金	朝来市内でサテライトオフィス等を開設される方	開設するために要する費用(改装費、事務機器取得費、建物賃借料等)の一部を補助。	経済振興課 (079)672-2816
		ジョブサポあさご	U・I・Jターンを希望する人	ハローワークと連携し求人情報を提供するほか、企業情報・イベント情報の提供、相談業務等を行う。	経済振興課 (079)672-2816
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ朝来市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算。	あさご暮らし応援室 (079)672-1492
	香美町	空き家バンク制度	空き家バンク登録者	空き家情報の提供。	企画課 (0796)36-1962
		住宅取得奨励金	香美町内で住宅を取得した方	香美町内で住宅を取得(購入)し、居住した方を対象に、奨励金(町内の商店等で使用できる商品券)を交付する。	企画課 (0796)36-1962
		住宅改修費助成金	住宅の機能向上のための改修等を行った方	町内業者の施工で住宅の機能向上のための改修や模様替え等を行った方を対象に、助成金(町内の商店等で使用できる商品券)を交付する。	企画課 (0796)36-1962

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
但 馬	香美町	移住促進支援補助金	香美町への移住希望者	移住相談等のために香美町を訪れる際に必要となる往復交通費の一部を助成する。	企画課 (0796)36-1962
		空き家利活用促進支援補助金	香美町空き家バンク利用者等	・お試し住宅家賃補助 ・空き家の改修費補助 ・家財道具等搬出・処分補助	企画課 (0796)36-1962
		IT関連オフィス等設置支援	空き家を活用したIT関連事業所等の設置・開設者	空き家を活用したIT関連事業所等の設置・開設に対して、設備改修費、賃貸料金等の経費の一部を助成する。	企画課 (0796)36-1962
		起業・創業支援	町内に住所を有する方	町内に住所を有する方が新たな事業を興す際に必要となる経費(マーケティングリサーチ経費、研修費用、法人登記費用、広告宣伝費、事務所・店舗等の開設費(設備費、備品購入費))の一部を助成する。	観光商工課 (0796)36-3355
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ香美町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	観光商工課 (0796)36-3355
	介護職員確保対策事業助成金	町内の介護保険事務所に新たに就労された方	採用から1年、2年、3年経過時に助成金を交付する。(I・Uターンで町内に引っ越した場合は、引越費用・家賃補助あり)	福祉課 (0796)36-4345	
	新温泉町	新温泉町定住促進住宅取得助成金制度	・町内在住の満45歳未満の方 ・U・Iターン者 ・地域おこし協力隊任期満了後3年未満の方	新温泉町内に定住の意思を持って、住宅の新築・購入や改修を行った場合の費用の一部を助成する。	商工観光課 (0796)82-5625
		空き家バンク制度	一般	空き家情報の提供。 (空き家バンクに登録した物件又はリフォーム後1ヶ月以内に空き家バンクに登録する物件を対象にした「空き家リフォーム助成事業」あり)	商工観光課 (0796)82-5625
		新温泉町起業支援事業補助金	町内で起業をする方	事務所又は店舗の開設にかかる経費や設備等の購入費、起業に伴う広告宣伝費等の一部、空き家を活用して開設した事務所等の賃借料を補助金として支給する。	商工観光課 (0796)82-5625
		若者就業者町内施設利用券交付	町内に住所を有する35歳以下の方(若者新卒就業者、若者Uターン就業者ほか)	町内公共施設の無料、割引利用券の交付。	商工観光課 (0796)82-5625
		結婚新生活支援補助金	婚姻を機に新たに取得又は賃借した住居が町内にあり、現に居住している夫婦(一方が40歳未満) ※所得要件あり	新居の取得や賃借、引越しに要した費用を補助金として支給する。	商工観光課 (0796)82-5625
		民間賃貸住宅家賃助成	結婚後3年未満の夫婦(一方が40歳未満)世帯又は40歳未満の転入者	民間賃貸住宅の家賃を助成する。(上限月額1万円)	商工観光課 (0796)82-5625
		ふるさと就職奨励・定住促進交付金	40歳未満の転入者又は新規学卒者で、転入又は卒業後1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方	交付金10万円を2か年に分割して支給する。	商工観光課 (0796)82-5625
	移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ新温泉町に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	商工観光課 (0796)82-5625	
	丹 波	丹波篠山市	丹波篠山暮らし案内所	U・Iターン者	丹波篠山市に住みたいと考えている方に、定住促進推進員と連携して丹波篠山暮らしの相談や空き家物件の紹介を行っている。
定住促進支援制度			一般	・高等学校遠距離通学費補助 ・空き家バンク ・若者定住支援住宅補助 ・定住促進重点地区子育て応援補助	創造都市課 (079)552-5796
起業支援制度			市内で起業する方	起業支援助成金。	商工観光課 (079)552-6907

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
丹 波	丹波篠山市	移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ丹波篠山市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。	創造都市課 (079)552-5796
		おためし滞在支援事業補助金	市内のお試し住宅等に滞在し、住まい探し等を行う方	利用料等の一部を助成。	創造都市課 (079)552-5796
		JR通勤費支援	お試し暮らし入居の方	通勤費の40%を支援(ICOCAポイント還元)。	丹波篠山暮らし案内所 (079)552-4141
	丹波市	定住促進住宅	移住定住希望者等	市が借り上げた空き家を改修し、移住定住希望者に一定期間貸し出す。	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		住まいるバンク (空き家バンク)	移住定住希望者等	・市内の空き家情報を提供 ・空き家改修補助金(居住型・開業型) ・家財道具等撤去費補助金 ・仲介手数料補助金	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		就職支援ポータルサイト「キャリアたん」	一般	市内企業の会社情報や求人情報、先輩社員・経営者インタビューなど、就職に向けた情報を総合的に発信する就職支援ポータルサイト。	商工振興課 (0795)74-1464
		たんば“移充”テラス	移住定住希望者等	現地案内をはじめ、地域・先輩移住者の紹介、相談など、移住の前後にわたりトータルでサポートする。	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ丹波市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算。	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		福祉人材確保対策補助金	市民(UIJターン者を含む)であって市内の福祉事業所に雇用された者	就職奨励金(5万円)、継続雇用1年経過後の奨励金(5万円)、事業所で従事するために必要な資格取得費用(上限10万円)、市外から引越した際の費用(上限10万円)及び民間賃貸住宅の家賃(上限月額1万5千円を36か月)を一部補助。	社会福祉課 (0795)88-5276
		若者定住奨励金	18歳以上40歳未満の市内転入者で、就職、起業された方など、一定の要件を満たす方	転入日(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)又は就職日等のうち遅い方の日から6カ月以上継続して市内に在住し、就職している場合に10万円の奨励金を交付。	子育て支援課 (0795)88-5751
		若者引越支援補助金	市外からの転入で、夫婦・パートナーともに40歳未満の世帯又は義務教育修了前の子がいる世帯	引越にかかった費用(引越し業者や運送業者へ依頼した引越し荷物の運搬費等)の一部を補助(上限10万円)	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		若者定住マイホーム取得補助金	市外からの転入で、夫婦・パートナーともに40歳未満の世帯又は義務教育修了前の子がいる世帯	一戸建ての住宅を新築、購入する方に対し、新築、購入費用の一部を補助(新築・購入費用の5%(過疎地域の住宅は上限50万円、それ以外の地域の住宅は上限30万円))	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		若者定住促進家賃補助金	市外からの転入で、夫婦・パートナーともに40歳未満の世帯又は義務教育修了前の子がいる世帯	過疎地域にある特定公共賃貸住宅に入居された方に対し、家賃の一部を補助(家賃の2分の1(月額上限2万円)最長で24ヶ月まで))	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		お試し移住応援事業補助金	市内宿泊施設に滞在し、住まい探し・住環境の確認・就職活動を行う市外在住者	交通費・宿泊費の一部を補助(各2分の1以内(宿泊費は上限5,000円、交通費上限は居住地により異なる))	ふるさと定住促進課 (0795)88-5360
		淡 路	洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業 (移住世帯)	淡路島外から移住し、住宅を購入または賃貸する2人以上の世帯

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
淡 路	洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業(新婚世帯)	婚姻し、婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下で、住宅を購入または賃貸する世帯	住宅の購入又は賃貸に係る費用を負担した場合、助成金(一律36万円)を交付する。	企画情報部 企画課 (0799)24-7614
		お試し移住短期滞在支援事業	洲本市への移住を検討されている方	住居や仕事探しなどの活動に要した費用(宿泊費、高速道路利用料金等)の一部を補助。	企画情報部 企画課 (0799)24-7614
		出産祝金支給事業	・同一世帯の住民票に登録され、子を出産し養育されている母 ・現に居住し、住民基本台帳に登録され、10年以上定住の意志のある世帯	子を出産し養育されている母にお祝い金第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子20万円、第5子以降30万円を支給。	健康福祉部子ども子育て課 (0799)22-1333
		空き家バンク制度	洲本市への移住希望者	空き家情報の提供。	都市整備部 都市計画課 (0799)24-7611
		魅力ある空き家掘り起こし事業	単位町内会、地域連合町内会	町内会等の地域団体の働きかけにより、空き家所有者などが空き家バンクへ登録した場合、その活動に対して奨励金5万円を支給。	都市整備部 都市計画課 (0799)24-7611
		上堺定住促進住宅	①入居申し込み時点で市外に住所を有し、直近1年以内に洲本市内に住所を有していないこと ②洲本市に定住する意思のある者 ③小学校卒業するまでの子供と同居すること ④同居できる者は、配偶者と子供に限ること ⑤国税及び地方税等を滞納していないこと ⑥暴力団員ではないこと ※上記のすべてを満たすこと	・間取り：2LDK(65.84㎡) ・家賃：月額11,000円 ・敷金：33,000円 ・駐車場：(2台まで)1台無料、2台目は月1,000円 ・共益費：共同施設の電気、水道、浄化槽、維持管理費等	五色総合事務所 地域生活課 (0799)33-0160
		移住支援金(東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ洲本市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	企画情報部 企画課 (0799)24-7614
		洲本市起業支援事業補助金	市民または市内に事務所等を設置する法人(開業後1年以内が補助対象)	起業に必要な対象経費の2分の1(最大50万円)を補助する。 対象経費：事務所等整備改修費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等	産業振興部 商工観光課 (0799)24-7613
		洲本市未来の担い手確保奨学金返還支援補助金	高校・大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、正規従業員等として就労している市民	(1)市内の事務所勤務の場合、年間返還額の2分の1(最大9万円) (2)市外の事務所勤務の場合、年間返還額の3分の1(最大6万円)を最大5年間(60ヶ月)補助する。(1,000円未満は切り捨て。)	産業振興部 商工観光課 (0799)24-7613
	洲本市若手人材確保奨学金返還応援中小企業支援補助金	・市内に本店がある中小企業(ただし一般財団法人兵庫県雇用開発協会における中小企業奨学金返済支援制度事業補助金の交付決定を受けていること。)	中小企業が負担した合計額に対し2分の1(最大30万円)を補助する。(1,000円未満は切り捨て。) ただし、市内在住従業員の年間返済額に対して3分の2以上の額を支給する場合の企業が負担する額を補助対象とする。	産業振興部 商工観光課 (0799)24-7613	
	南あわじ市	新婚世帯家賃補助事業	婚姻4年以内の新婚世帯 ※各種要件あり	市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した対象世帯に対し、家賃の一部(最長36ヶ月)を補助する。	ふるさと創生課 (0799)43-5001(代)
		大学入学奨励金制度	市の住民基本台帳に登録されている市内の大学入学生	入学金相当の奨励金(上限30万円)を支給する。	ふるさと創生課 (0799)43-5001(代)
		奨学金等返済支援事業	①奨学金又は貸付金を返済しながら働く南あわじ市在住者 ②貸与を受けた者が上記①と同居する保護者等である場合は当該保護者等 ※所得制限等各種要件あり	奨学金又は貸付金の年間返済額の2分の1、上限24万円(2万円×12か月分)を最大5年間(60か月分)補助。	ふるさと創生課 (0799)43-5001(代)

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
淡 路	南あわじ市	マイホーム取得事業	島外から南あわじ市への移住者	島外からの移住者が居住目的として住宅を新築又は建売住宅・中古住宅を購入し、5年以上定住する者に補助金(新築:200万円、中古:100万円とし、中学生以下の子ども1人につき30万円)を交付する。 ※補助率3分の1	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
		空き家バンク制度	南あわじ市への移住・定住希望者	空き家情報の提供。	都市政策課 (0794)43-5227
		定住促進空き家活用支援事業	空き家の購入者又は利用者	①空き家の機能回復、設備改善に要する費用 上限100万円、補助率3分の1 ②空き家の家財道具等の撤去、処分に関する費用 上限5万円、補助率3分の1 ③空き家の登記に要する費用 上限10万円、補助率10割 ④空き家への移転(引越)に要する費用(島外在住者のみ) 上限10万円、補助率10割	都市政策課 (0794)43-5227
		通勤・通学者交通費助成事業	市内在住で高速バス等を利用する通勤・通学者	高速バス等を利用する通勤・通学者へ交通費を助成(上限3割)する。	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
		出産祝金事業	市内在住で子どもを出産された世帯	第1子・第2子の出産 1子につき3万円、第3子以降の出産 1子につき10万円を支給する。	子育てゆめらん課 (0799)43-5001 (代)
		保育士確保対策事業	①島外から南あわじ市に転入した又は新卒の新規採用保育士②市民で新規に保育士資格を取得又は潜在保育士で市内の保育所等で勤めているもの ※別途要件あり	就労支援一時金(①30万円②10万円)の支給や民間賃貸住宅の家賃の一部(上限5万円、最大3年間)を補助する。	子育てゆめらん課 (0799)43-5001 (代)
		介護・看護職員確保対策事業	①島外から南あわじ市に転入し、又は②市民で市内社会福祉法人等に介護・看護職員として就業する者 ※別途要件あり	就労支援一時金(①30万円②10万円)の支給と、民間賃貸家賃の一部(上限3万円)を、最大3年間(ひとり親の介護・看護職員は5年間)の補助。	<障害福祉事業所関連> 福祉課 <介護事業所関連> 長寿・保険課 <病院・診療所関連> 健康課 (0799)43-5001 (代)
		結婚新生活支援事業	①～②の要件を満たす者 ①4月1日～翌年3月31日の間に婚姻届を受理された南あわじ市内に居住の夫婦 ②夫婦ともに年齢が39歳以下 ※所得制限あり	新婚世帯の基盤となる住居費の一部を支援。(夫婦ともに29歳以下の場合:最大60万円、その他の場合:最大30万円) 【対象経費】 ①住宅取得費 当該物件の取得費用(土地代金は除く) ②住居賃借費 当該物件の敷金、礼金、仲介手数料(家賃は除く) ③引越費用 引越業者又は運送業者へ支払った実費	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
		多世代同居・近居支援事業	・多世代で同居、近居をはじめめる者 ※所得制限あり	・住宅取得費用又はリフォーム費用の一部を補助。 (上限100万円、補助率3分の1)	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
		移住支援事業	南あわじ市への移住希望者 ※別途要件あり	淡路島外から市内へ移住する意思のある対象者に対して、民間賃貸住宅への居住に係る、①初期費用(礼金、仲介手数料:最大20万円)、②引越費用(最大5万円)、③1ヶ月分のレンタカー費用(最大5万円、お試し移住者のみ)を補助。	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
移住奨励金事業	南あわじ市移住支援補助金を活用して定住した者等	期間に応じて奨励金を交付。(定住1年後5万円、2年後20万円)	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)		

地域名	市町名	名称(施策名)	対象者	内 容	連絡先
淡 路	南あわじ市	起業等及び空き家等活用支援事業	南あわじ市内に在住又は移住予定であり、市内で新たに起業等する者 ※起業後2年以内、別途要件有	市内で新たに起業し、事務所、店舗等を設置する際の改修工事費、設備工事費、備品購入費、賃料、広告宣伝費等の一部を補助(補助率2分の1)。さらに移住者や空き家等を活用する場合は別途加算金あり。 【補助金】 基本補助額上限150万円+加算金 【加算項目】 ①女性による起業 ②移住者による起業(1人) ③移住者2人以上 ④離島辺地での起業 ⑤空き家等を活用した起業 取得費の3分の1以内	商工観光課 (0799)43-5001 (代)
		移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ南あわじ市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算。	ふるさと創生課 (0799)43-5001 (代)
	淡路市	通学助成	市内在住で公共交通機関を利用して、高校、大学、専門学校へ通学する者	高校生：生活観光バスの定期代を全額助成 市外学校：交通費の3分の1を助成(上限6万5千円)	まちづくり政策課 (0799)64-0001 (代)
		結婚新生活支援事業	要件に該当する者	新婚世帯への住居費及び引越し費用の一部を補助。	子育て応援課 (0799)64-0001 (代)
		空き家バンク制度	淡路市への移住希望者	空き家情報の提供。	まちづくり政策課 (0799)64-0001 (代)
		新規起業支援補助金	市内で新たに創業を開始する起業家	市内で新たに創業を開始する起業家に対して、施設の整備費、店舗等賃借料等の一部を助成する。	商工観光課 (0799)64-0001 (代)
		就労促進支援補助金	U I J ターン者	市外から、Uターン等により市内企業に就職した場合に家賃の一部を助成する。	企業誘致推進課 (0799)64-0001 (代)
		移住相談サポート窓口	移住希望者等	現地案内や移住定住に関する相談業務。	淡路市移住相談サポート窓口 (0799)70-6876
		暮らし体験住宅事業	淡路市への移住希望者	市内での日常生活を体験するため公営住宅に一定期間の入居を提供(家具・家電を設置)。	淡路市移住相談サポート窓口 (0799)70-6876
	移住支援金 (東京23区からの移住)	直近10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤し、かつ淡路市に移住して特定の就職・起業をされた方など、一定の条件を満たす方	2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援金を支給。 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算。	まちづくり政策課 (0799)64-0001 (代)	